



美山町・大野ダム

くらし と 自治 京都

(社) 京都自治体問題研究所
TEL・FAX (075) 241-0781
メール・kjitiken@jt2.so-net.ne.jp
発行人 土居靖範

《2005年5月号のおもな内容》

- ・特集・自治体労働者の実践研究
京都市の介護保険のとりくみ… 2
府立植物園のありかた…………… 3
亀岡で市民学習会開く…………… 4
精華町国保病院の存続を…………… 5
- ・学者・研究者リレートークNo.⑩…………… 6
- ・経済研究会情報 ⑧ 予算議会…………… 7
- ・広原盛明先生の美しいマンスリー⑫… 8
- ・京都府政情報 ⑤ 経営改革プラン… 12

介護保険の現状と最近のとりくみから

高松 英祥（京都市職労常任執行委員・社会保障部副部長）

2000年に介護保険がスタートして5年目の制度見直しとなる「介護保険改革関連法案」が、いま国会で審議されています。これ自身、在宅の要介護者に対する介護サービスの利用抑制、介護施設入所者に対する自己負担の増大をもたらすものであり、大きな問題があります。しかし、すでに現状においても、訪問介護における院内介助の問題、生活保護受給者や低所得者のユニットケア型の介護施設入所に当たっての問題が発生しています。

通院介助のホームヘルプサービスを利用する場合、自宅から病院の受付・病院の受付から自宅までは介護保険の対象になっていますが、病院内での介助は原則対象外になっています。そのため、ほとんどの利用者はサービス提供事業者と私的契約を結んでいます。私的契約を結べなければ通院介助そのものをあきらめるしかありません。

国は、院内介助について、「院内では病院の管理下にあり、介助が必要であれば病院のスタッフで対応すべき」との見解を示していますが、「場合によっては」介護保険での給付を認めるとし、「場合によっては」の具体的な中身は保険者が判断すればよいとしています。しかし、多くの自治体では院内介助を全く認めていません。京都市では個々に判断して認めているも

の、どのような場合にどんな範囲で認められるのか明示しておらず、ケアマネジャーにも知られていないのが現状です。そこで、3月下旬に、民間のケアマネジャーも入った京都社保協として京都市に申し入れを行い、「判断のポイント」を文章化させることを約束させました。また、京都市として京大病院や府立医大病院などに院内介護の協力要請をすることを求めました。

介護保険の導入時に政府は、サービスが選択できることを謳い文句にしていますが、特に介護施設に関しては待機者が多く逆に施設から選択されているのが現状です。最近、新たに開設される特別養護老人ホームはほとんど全てがユニットケア型で、月2万円から数万円の居住費が徴収されています。入所者を選ぶに当たっては施設が客観的な必要度に応じて選考することになっていますが、実態は経済的な理由などから生活保護受給者や低所得者は排除されています。

生活保護の実施要領では、居住費の負担がある場合は認めないとしています。例えば痴呆など相部屋では処遇に困る場合など真にやむ得ないと認められる場合は、居住費の特別基準の設定が可能であり、積極的に活用する必要があります。

府民に開かれた伝統ある植物園はどうあるべきか

磯見 吉勝（京都府職労府民労働支部副支部長）

府民にとって植物園とはどのような存在であろうか。一般的には、花とみどりにあふれた憩いの空間を想像される場合が多いと考えられる。確かに、これは植物園が持つ重要な機能のひとつである。しかしながら、それだけでは単なるフラワーセンターや緑地公園に過ぎない。そもそも、我が国における植物園は、明治維新後に欧米から導入されたボタニカル・ガーデン（Botanical Garden）の概念に基づくものであるが、ボタニカル（植物学）という単語が冠せられていることからわかるように、植物園とは、利用者に憩いの場を提供するとともに、広く植物学に関する研究を行い、その結果を利用者にわかりやすく教育・普及することにある。これらの何れが欠けても植物園とは成り得ない。そういう意味では、欧米から導入されたボタニカル・ガーデンの和訳が「植物学園」ではなく「植物園」とされたこと自体に誤認識の元凶があるのかもしれない。

京都府立植物園は、植物園本来が持つ概念を実践すべく、我が国で最も歴史ある総合植物園として 80 年の歴史を刻んできた。ところが、昨今の自治体における財政難にともない、その方向性を見直さざるを得ない状況に追い込まれつつある。しかし、安易に娯楽性のみを追求し、経済性のみを優先するあまり短絡的に業務の多くを民間に

委託する施設に変容してしまうことは、長い目で見て、子々孫々にわたる府民のためにならないと考えられる。なぜならば、前述の通り、植物園には憩いの場を提供する機能のみならず、植物学的見地から例えば遺伝資源の保存や園芸学的な研究成果を利用者に還元する機能を有するからである。これらは、次世代への無形の財産に他ならないのである。

とは言うものの、今日の経済状況下において、ある程度の経済性、合理性を無視することができないのも事実である。一定の経済性を確保しつつ、利用者のニーズに応えるかたちで文化・研究施設が持つ本来の役割を実践・発信できている施設はないものだろうか。そのヒントが北海道にある旭川市立旭山動物園にあった。同園は旭川市による直営組織であるが、驚愕に値するのは職員の意識の高さである。公務員の枠にとらわれず、動物を通じた情報・教育の提供と動物学に関わる研究を実践的に発信し、市直営によって動物園機能をいかになく発揮していた。大切なのは、利用者のニーズに基づきながら、その施設が持つ役割を最大限に発揮することである。昨今、自治体が有する文化・研究施設において、その運営における経済性を優先するあまり独立行政法人や指定管理者制度に基づくかたちに組織が移行されつつあるが、理念がな

く歯止めのない合理化は許されないことは言うまでもない。しかしながら、直営か否かなどの組織のあり方が全面に押し出され、文化・研究施設の役割・機能に関する議論がなおざりにされることは、利用者にとって最大の不幸である。前述の旭川市立旭山動物園では、たまたま自治体による直接的な運営が功を奏していたが、我が国の全ての自治体において同じ方法論による運営が妥当であるとは限らない。すなわち、それぞれの自治体によって、財政基盤が異

なり、自治体をめぐる住民のニーズや環境が異なるなかで、あくまで直営、あくまで指定管理者制度というような画一的な運営方法はそれぞれの地域の実状にそぐわないと考えられるからである。最も重要なのはそれぞれの地域における文化・研究施設がそれぞれの持つ役割・機能を最大限に発揮できる運営方法が何なのかを議論することであり、決して運営方法そのものの議論が先行することがあってはならないのである。

特集・自治体労働者の実践研究 ③

「三位一体改革」の市民学習会を開催して

中川 清（亀岡市職員組合執行委員長）

2月16日、亀岡市職は、立命館大学政策科学部森裕之助教授を講師に招いて、市民学習会「『三位一体の財政改革』の現状と行方」を開催しました。組合外からも福祉施設や保育所の所長、労働者、老人会会長さんらに参加いただきました。

亀岡市財政は御多分にもれず、不要不急の公共事業の借金返しで、厳しい事態になっています。平成7～10年度に中央生涯学習センターとして建設された「ギャラリーかめおか」の起債は100億円を超えました。以来、市債残高は400億円を超えたままとなっています。当時亀岡市職は、不要不急の公共事業計画は見直すべきと求めましたが、当局は「優良起債であり償還の財源は特別地方交付税で措置される」と説明してきました。

しかし、政府による地方財政を巻き込ん

での公共事業のための公共事業優先政治が残した膨大な借金は、「三位一体改革」として地方自治体に跳ね返ってきました。「優良起債」の落とし穴を、森助教授は、「会社で例えれば、社長に『頑張って残業をや

交付税＋臨財債

単位：百万円

	16年度	17年度	18年度
見込額	7,560	6,258	4,957
※増減額	▲ 934 ←	▲ 1,302 計▲ 3,537	▲ 1,302 →

※17年度以降に地方交付税7.8兆円が削減された場合の亀岡市への影響額

比較資料

平成15年度

一般財源	福祉関係経費(民生費)	3,693
充当額	教育関係経費(教育費)	2,447

全国知事会資料から作成

ればちゃんと残業代は付けてやる』と言われて残業したら、確かに残業代は支給されたが、人件費総額の抑制で基本給そのもの

が大幅に切り下げられてしまったということ」と、わかりやすく解説されました。

財務省が狙う 7. 8 兆円規模の交付税削減が行われれば、亀岡市では福祉関係経費への一般財源充当額に相当する 3 5 億円が削減されることになります。

また、国から地方へ 3 兆円規模の財源移譲が予定されていますが、財政の厳しい自治体では、「補助金廃止」を口実に福祉サービスなどが切り捨てられ、移譲された一

般財源が借金返しにつかわれる事態も考えられます。それだけに、住民が予算づくりの主役になる民主的改革が重要になっていると言えます。福祉事業補助金の一般財源化について、参加されていた施設長さんが極めて心配そうに質問されていました。予算づくりの民主的改革に向けて、微力ではありますが自治体労働組合として努力していくことを、改めて決意しているところで

特集・自治体労働者の実践研究 ④

精華町国保病院の存続にむけた取り組み

精華町職員組合

「国保病院廃止」「民間病院誘致」「職員全員整理退職」町長からこの一方的な通告がされたのは、臨時議会でこの報告がされる前日、1 月 26 日のことだった。

前町長の時代にも確かに同じような話があった。当時は「民間との共同化」という話があり、「国保病院の廃止」「民間病院の誘致」という方針にこそ変わりはないが、まだそこには「住民のいのち・健康をまもるため」の地域医療に対して、民間との共同という形ではあるが町が果たすべき責任が一定示されていた。

現町長は、この病院の問題について前町長とは真向から対立する立場で出馬し、当選以来、この精華町国保病院の再生に向け全力で取り組むことを住民に対して、また議会に対して、ずっと訴えてきた町長である。この町長から突然に「病院廃止」の方針が出されるとは、全く想像も出来なかったこ

とである。今回の廃止に至っては「民間との共同」の姿勢も地域の医療に対するビジョンもなく、町の果たす責任は全く何も示されなかった。ただ単に財政的な事情を理由に病院を廃止するという、あまりにも無責任な内容のものだった。

町長の就任からずっと、住民も病院職員も大きな希望を抱いていた。「この町長なら本気で再生に取り組んでくれる」、そう信じていた。病院の職員は、病院の大改善の号令がかかるのを今か今かと待っていた。しかし、町長から出されたのは改善の号令ではなく、廃止の号令であった。

病院の再生を訴えた町長は結局、病院の再生に向け第三者による病院の経営調査を実施した以外は、ほとんど再生に向けた努力を行わなかった。住民や職員に意見を聞くことさえしなかった。期待を大きく裏切られた病院職員は失望のどん底に落とされ

た。(今までの病院ならここで話が終わっていたかもしれない。2年前までの病院職場は、ほとんどが組合未加入の弱小組織であった。しかし、現在は組織が拡大し多くの職員が加入する組織となっている。)

このあまりにも横暴なやり方に組合員が立ち挙げた。住民も立ち上がった。駅前での宣伝行動、全戸ビラの配布、請願署名、多くの住民に病院の存続と町の一方的なやり方を訴えた。「頑張ってや」「国保病院がいのちの支え、何としてでも残して欲しい」。多くの住民や患者の切実な願い、励まし運動の大きな支えとなった。

廃止方針の決定からわずか2ヶ月の間に9000筆を超す請願署名が寄せられた。この9000筆という数は、小さな町の歴史では類を見ない数の請願であった。

この請願の重みで少し流れが変わった。町の動きが鈍った。当初3月末までに誘致

する民間病院を決定したいという町は、民間病院を決定するに至れなかった。議会にも動きが走った。民間誘致賛成を明言していた議員も5月の議会選挙を前に発言が慎重になった。請願採択とはならなかったものの、この請願は、すんなり進められるはずであった病院廃止の大きな足止めとなり、大きな成果を発揮した。

存続を切実に望まれる患者の声・住民の声が、本当に私たちの大きな支えになっている。今私たちが出来る事は、明るく精一杯働く職員の姿を見てもらうこと、少しでも多くの住民に国保病院の果たしてきた実績と公立病院の果たす役割を知ってもらうことである。

そのことにより、さらに大きなたたかいの輪を広げていくこと、この病院問題はこれからが本当の意味での正念場となる。

研究最前線 学者・研究者リレートーク No.⑩

藻類と人のかかわり

小杉 迪子 (国土問題研究会・当研究所理事)

藻類といえば、私たちの生活のなかで欠かせない海藻があげられます。食品材料として、昆布、わかめ、ひじき、あらめ、岩のりなどがありますが、それと同時に、大型の海藻は沿岸の生態系にとっても大切な生物要素なのです。海藻が繁茂する場所(藻場)は、陸上の森林と同じように多種多様な動植物の生活に不可欠です。しかし、日本の広い範囲の沿岸で、特に東京湾や瀬戸内海のように水の動きが少ない海岸におい

て、沿岸部の埋め立てや水質汚染などにより、沿岸環境が悪化し、藻場の減少や消失が大きな問題になっています(3月29日の日本藻類学会のシンポジウムから)。

また、藻類には淡水(河川、湖沼)、汽水(川が海に流入する地点)、鉱泉水、地下水、土壌など、さまざまな水環境に適応した多くの種類の藻類が生息しています。例えば河川では、浮遊性のプランクトン(ラン藻、緑藻、珪藻、紅藻など)と河床の礫

や落葉、植物の根などに付着して生活する微細藻類があります。この中で、緑藻や珪藻は、水中に生息するバクテリア、菌類、水生昆虫、甲殻類、魚類などの食物連鎖の中で、第一次生産者として光合成を行っています。CO₂を取り込み、水と太陽光を使って、有機化合物を作り、水中や空気中に酸素を放出し、河川の自然浄化に大きな役割を果たしています。

人間により排出されたゴミや廃棄物が焼却され最終処分場に運ばれて埋め立てられ、その土壌からの滲出水が河川に流入し、水質や河床の土砂や礫を汚染することは環境問題として周知のことです。長年にわたってこの調査にかかわって、藻類の仲間である珪藻類の動向を見てきた結果、次のよ

うなことが判明しています。

①大型の種類が消失して、中型から小型の種が多くなる。②種類の多様性がなくなり、その場所に生息できる限られた種類のみが出現する。③汚濁が進むと種類も個体数も減少する。④珪藻の殻に奇形（中心線の彎曲、殻の一部または全体のゆがみ）が生じ、その数は個体数100のうち10～20%を占める。⑤上記の滲出水には塩分が多く含まれるため、山地の河川に汽水種が出現する。以上のことから地球環境のなかですべての生物は、時には共生し合ったり、利用し合ったりして生命を維持し、そして子孫の繁栄を願って賢明に生きているのではないのでしょうか。

経済研究会情報 ⑧

京都府・市の新年度予算と経済政策―3月議会での論点をもとに

京都経済研究会事務局 大貝 健二（京都大学大学院）

今回の経済研究会では、北山氏に京都市議会、原田氏に府議会の内容を報告していただきました。まず、京都市議会では、8億円もの国保料の値上げや、地域文化会館や体育館などの施設利用料金の値上げといった内容を盛り込んだ17年度予算が提案され、これに関して、市民負担の大幅増大が大きな論点になったと報告されました。この報告を踏まえて後の議論では、大きく分けて①財政健全化のための「痛み」が京都市民に大きくしわ寄せされることから生じる影響、②その一方で、京都市財政の無駄遣いは減っていないことなどが論点とし

て出されました。

①「痛み」の市民へのしわ寄せについては、国保料の値上げは、年間所得200万円の人で40万円の負担増加であり、個人経営、家族経営などの零細企業にとっては非常に大きな負担になるであろうということ、そして、消費需要が低迷している現在において、自殺など生活に関わる問題でもあるという意見が出されました。②に関しては、市民負担が大きく増える一方でキンビール工場跡地の開発や、市内高速道路の建設などで大規模な公共支出を行おうとしていることが挙げられました。また市民

に負担を押し付けるだけであり、税収向上策や、歳出抑制について何の策も出てきてはいないのではないかという意見や、今会議の予算案に関しては、単なる数字合わせであって、負担者の経済状況を把握していないものであるという見方も出てきました。その中でリビング・ウェイジも含めて、京都の経済を立て直す必要があるのではないかという提案や、京都市は、住民の生活と財政のバランスのどちらを大切にしようとしているのかといった疑問点も出されました。

次に、原田氏から京都府の新年度予算における経済・産業関連施策の特徴と争点が報告されました。主に次の2点がその特徴であるといえます。第一に、商工部予算において、IT・ベンチャーへの偏重と伝統産業の軽視という京都府の姿勢が見られること、第二に、中小企業総合センターの経営指導部門の「京都産業 21」へ統合されることです。

第一のIT・ベンチャー企業への偏重と伝統産業の軽視ということについては、京都産業立地戦略 21 特別対策事補助金で、ITバザール推進事業費など、新たに補助

枠を増やす、あるいは補助金限度額を引き上げるなどの動きが見られる一方で、伝統産業に関連する予算を、4 億円から 2 億 2 千万円へ減額していることなどが挙げられました。

また、第二に、中小企業総合センターの経営指導部門の役割を「京都産業 21」に統合し、同センターの機能を「技術支援に特化する」動きに関しては、蜷川府政時代以来、全国に先駆けて取り組んできた、技術指導、経営指導、公的金融を一体化させた京都府の中小企業支援体制を解体するものであるとの意見を交えた報告が行われました。

京都経済研究会では、昨年 6 月の発足以降、半年以上の時間をかけて、京都経済・産業の現状を客観的に分析しながら把握していくということを当面の目的として運営してきました。これまでの研究会での活発な報告・議論を経て、具体的政策の方向性もでてきました。研究会のこれからの活動は、今秋を目処とした、新たな政策提言へ向けて、より議論を深めていくことを目標としていくことも確認しました。

美しいマンスリー ⑫

ゼネコン行政からネオコン行政へー大阪市職員厚遇問題への分析視角

広原 盛明（元京都府立大学学長）

目下、マスメディアを彩る最大の話題は、ライブドア・ホリエモンのニッポン放送買収劇と大阪市職員厚遇問題だろう。両者は全く関係ないように見えるが、その本質は

民間セクターと公共セクターにおいて吹き荒れる「ネオコン旋風」をめぐる報道合戦だといってよい。ライブドア問題は一見ありきたりの民間資本間の食い合い競争のよ

うだが、その実は放送の公共性がIT資本によって侵食されていく劇的（劇場的）なプロセスに他ならないし、一方の大阪市職員厚遇問題は、戦後高度経済成長時代に一世を風靡した「ゼネコン行政」が「ネオコン行政」へと一挙に変貌していく局面での摩擦劇なのである。

大阪市は神戸市と並んで関西地方・西日本地方切っ手のゼネコン行政の旗手だ。ゼネコン行政とは、自治体行政の基本を住民自治に基づく市民生活の向上や市民福祉の実現に置くのではなく、経済成長を梃子とする都市間競争を都市経営の目的として絶対化し、そのために官僚・テクノクラートが主導して産業基盤・インフラ投資と都市開発事業を公共事業として推進する開発主義行政のことだ。言いかえれば、ゼネコン

（巨大総合建設業）を主たる公共事業の担い手とするハコモノ行政のことである。海面埋め立て事業による巨大な臨海コンビナートや工場・オフィス用地の造成事業、大型船の入航を奪い合う大深度港湾の建設事業、国際空港の拡張競争建設事業、高速道路建設事業、リゾートやテーマパーク開発事業、地下商店街や駅前地区の大規模再開発事業などがそれである。

しかしながら現在、大阪市や神戸市のゼネコン行政は「外からの破綻」と「内からの崩壊」の二重の危機に直面している。「外からの破綻」とは、インフラ過剰投資に基づくハコモノ施設の遊休化・未利用化・陳腐化であり、大規模開発事業・再開発事業の経営不振と赤字破綻であり、3セク外郭団体の財政悪化と経営破綻にともなう市財政本体の傾きのことである。それはもはや

誰の目にも隠蔽できないほどの「仮借ない矛盾」としてあらわれている。ゼネコン行政の後押し役であり、推進役でもあった財界・金融機関にとっても、3セク破綻処理や市街地再開発事業の赤字処理をめぐって特別調停にともなう「損切り」が急増しており、開発行政・ゼネコン行政の後始末はもはや放置できない負担とリスクに転化しつつある。

一方「内からの崩壊」とは、市役所一家体制に対する市民の空前の批判の高まりの中で、当局・議会・市労連幹部の「癒着三位一体構造」に動揺が走り、亀裂が生じはじめていることだ。大阪市・神戸市のゼネコン行政は3つの要素から構成されている。第1が戦後半世紀にわたって続いてきた助役出身の市長、第2がこれを支える官僚機構・オール与党市議会・市労連の「市役所一家」、第3が「市役所親衛隊」ともいべき数々の官製市民組織（町内会・女性団体など）である。いわば「市政翼賛体制」ともいべき身内市長・市役所一家・市役所親衛隊の癒着三位一体構造が、大阪市・神戸市のゼネコン行政の骨格を形成しているというわけだ。

なぜ、ゼネコン行政は市役所一家や親衛隊による翼賛体制を必然化するのか。それは、都市開発事業は巨額の公共投資と長期の計画・事業期間を必要とするからだ。つまり長期にわたって公共土木事業や都市開発事業を計画的に推進しようとするれば、そのような都市経営方針を一貫して掲げる首長、それを継続的に推進する官僚組織、開発事業予算を安定的に保障する翼賛議会、そして「世論の盾」となって市民の批判を

覆い隠す(開発利益のおこぼれにあずかる)労働組合幹部と官製市民団体が必要だからである。そしてこのような翼賛体制がいったん形成されると、開発利益は身内の中で循環するようになり、「甘い汁」を分け合う利益共同体が成立する。これら利益共同体の中では、住民自治や市民福祉の視点は次第に薄れていく。そして遂には「市民のための市役所」から「市役所一家のための市役所」へと意識が逆転するようになる。大阪市労連幹部のこの間の一連の言動は、「市役所の常識」が「市民の非常識」だと気付かないほどの醜悪な体質を余すところなく暴露したのである。

しかしながら目下の最大の問題点は、大阪市の職員厚遇問題に関するマスメディアの報道が、住民自治の原則に立ち返って大阪市政を市民の手に取り戻す方向ではなく、ゼネコン行政に対する市民の怒りと批判を「ネオコン行政」への推進力として流し込もうとしていることだ。これは自民党のゼネコン土建国家体制に対する国民の怒りが「小泉構造改革」によって掬い取られ、また民主党への追い風となってネオコン国家へと誘導されていった構図と瓜ふたつといえるだろう。

「ネオコン行政」とは、市場万能主義に立脚する新自由主義改革を推進する行政のことであり、要するに財界や民主党が絶賛する「カルロス・ゴーンの地方行政版」だと思えばよい。日本を国際競争力のある(トヨタなど多国籍企業を中心とする)グローバル国家として改造するために、中央政府は国際競争力を高めるための経済・軍事・外交・研究技術開発などに国家財政を重点

投資できる体制に集中し、その一方、国際競争力とは関係のない内政分野については、「地方分権」などと称して地方行政に丸投げしてしまう一連の中央集権的行政改革のことだ。しかし当然のことながら地方交付税や国庫補助金などの財源は大幅削減されるので、農山村部の公共事業や教育・福祉・医療など国民の生活保障に不可欠の公共サービス・公共事業の民営化によって公共部門を縮小し、その担い手としての公務員を減らし、挙句の果ては地方自治体そのものを大合併してリストラしてしまうことが必要になる。

ところが皮肉なことに、地方自治体のネオコン行政化にとっての目下の最大の障害がこれまで自民党政権が肥育してきたゼネコン行政なのである。自民党は草の根保守層を自らの選挙基盤・政治基盤として維持するためにさまざまな公共事業・開発事業を推進してきた。そしてその過程において、大阪市や神戸市のような強固な土建利益共同体すなわちゼネコン都市が出来上がってしまったというわけだ。周知のように大阪市は神戸市にくらべてもゼネコン体質が一段と濃く、ゼネコン行政を市民の目で打開する自浄能力はまったくない。市民不在の市役所一家意識が庁内に充満し、当局・議会・労働組合のいずれもが改革に対する「総抵抗勢力」と化している。だから外部からのゼネコン行政批判をかわそうとすれば、いきおいそれは「ネオコン外部専門家」(本間阪大教授、上山慶大教授、吉田京大教授等)の手を借りて徐々に「ネオコン行政」への転換を図る道しかない。それが今回の大阪市内部の市政改革のシナリオだっ

た。

食い違いが生じたのは、転換の規模とスピードについてである。本間氏らの外部専門家は、関市長をはじめ大阪市幹部が考えているような市内抵抗勢力と妥協しながらの「軟着陸シナリオ」には我慢がならなかった。加えてこれら専門家各氏は通常の審議会委員のような並の専門家ではない。本間氏は小泉内閣の経済財政諮問会議の民間議員で竹中経済財政金融大臣の兄貴分、上山氏は政令指定都市ではネオコン行政の先頭を走る中田横浜市政のブレーン、吉田氏は大蔵官僚出身で財界や民主党から京都府知事候補として強く推薦されたほどのネオコン理論家だ。大阪市が考えていたような、答申文だけを書いてもらって「はいさよなら」と引き下がっていただけるようなこれまでの審議会メンバーとは全く性格が違う。具体的な実行が伴わないような答申は意味がない、大阪市が実行できなければ「代わってやってやろう」と考えるほどの強力な専門家集団なのである。

しかしこのような外部専門家の行動様式は、大阪市のゼネコン市役所一家にとってはまるでインベーダーのように脅威として映ったらしい。だから大阪市が「中央からの権力的人事介入」に反対という理由で大阪市が本間氏外しに出たのは当然の帰結だった。これが今回の一連の騒動の背景だ。しかし、市民生活を支え住民自治を発展させるための公行政を守り推進する立場に立たない限り、ゼネコン行政はネオコン行政に対抗することができない。早晩、大阪市の市役所一家体制の完全敗北は必至であり、そのときは横浜市を上回る大リストラ

外科手術が実施されるだろう。そして市民生活の直結する行政サービス削減と職員人件費の大幅削減によって新たな生み出された財源は、大阪財界の掲げる「都市格の向上にともなう国際集客都市」の再生に充当されるだろう。

すでに石原東京都政・中田横浜市政では、一方では「都市再生特区事業」という新たな都市開発戦略の展開すなわち「集中と選択を原則とする都市開発事業」を推進するかたわら、他方では驚くべき乱暴な公共サービスの民営化（病院、地下鉄・バス、保育所、住宅、大学など）に基づく露骨なネオコン行政を強行している。またこのような動きは、石原知事が提唱する「首都圏自治体連合」によって一層加速されようとしている。このような動きを推進する政府・財界にとっては「関西は遅れている」との不満が充満しており、その突破口として今回の大阪市職員厚遇問題が位置付けられているわけだ。自民党国会議員調査団が大阪市に派遣されてきたのも、関西財界が本格的に「外部からの改革」に乗り出してきたのもその兆候だと言えるだろう。またつい最近になって始まった国税局の神戸市税務調査もそのパフォーマンスの一環として把握できる。事態は明らかに、大阪市・神戸市のネオコン都市化への転換が国家的戦略のもとで実行されようとしていることを示している。

次回の大阪市長選挙と神戸市長選挙では、これまでのような市役所一家を代表する身内市長ではなく、従来とは異なったネオコン候補者の擁立が現実化するのではないか。このような時代に備えて、大阪・神

戸の市民運動は従来型の「ゼネコン行政の後始末」に対する批判を繰り返すだけでなく、次にやってくる「ネオコン行政に対

置する戦略や政策」が求められているといえよう。

京都府政情報 ⑤

京都府経営改革プランは、総務省発のプラン

内野 憲（京都府職労副執行委員長）

京都府は3月29日、「京都府経営改革プラン～新・財政健全化指針」を決定しました。山田府政の特徴が見事に表れています。二つの点を指摘します。

第1は、「府政を経営体とみなす」立場に立って、これまでの「一律削減型のリストラ」から「経営型のリストラ」に転換することを改めて明らかにした点です。「集中と選択による施策の見直しで150億円」・「職員1000人減など業務改革の推進で250億円」・「戦略的な自主財源の確保で100億円」の財源を確保としています。そもそも「府政を経営体とみなす」考え方は、小泉「構造改革」と同じで、府民を主権者と位置づけるのではなく顧客と位置づけ、「受益を受けるなら負担を」との考え方です。「府民サービス」より「採算性」を優先させ、「受益と負担」の名のもとに「弱者」を切り捨てるものです。「住民の暮らしと営業を守る」のが自治体の本来の役割です。自治体の果たすべき役割を放棄した立場で「施策の集中と選択」が行われれば、「府民への痛み」が一層強要されることは明かです。05年度予算で、生活保護世帯への見舞金の廃止や

雇用対策の事業の大幅削減はその端的な表れです。

第2は、「総務省発のプラン」である点です。総務省は3月29日、地方自治体に「新たな行革」の推進を押しつける「新地方行革指針」を通知しました。事務事業の再編、民間委託等の推進、職員の削減など、地方交付税の大幅削減をねらいとした「05年度からの5カ年集中改革プラン」の策定、実行を求めています。「京都府の経営改革プラン」の推進期間は、04年から08年までの5年間計画ですが、その内容は、「行政サービスにおけるコスト感覚の重視」や「地方独立（行政）法人制度や指定管理者制度の推進」、「外部委託の推進、PFIの導入」、「民間企業との協働、市町村との役割分担・協働」などが強調され、総務省通知の「新地方行革指針」に沿ったものとなっています。まさに「総務省発の経営改革プラン」と言えます。むしろ、1年先取りしているところに、知事も副知事も総務部長も総務省出身と言う、全国的にも突出した京都府政の異常さ、「総務省の京都出張所」の姿が表れていると言えます。

（京都所報「くらしと自治・京都」5月号は、「住民と自治」誌5月号の付録）